

第70回 横浜市屋外広告物審議会議事録	
議 題	審議事項 ア 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について イ 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出について ウ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について【非公開】 報告事項 ア 業務実績について（令和3年度及び令和4年度（4～12月）） イ 横浜サインの取組みについて ウ 屋外広告物の安全啓発の取組みについて エ イベント広告物協議制度について
日 時	令和5年2月14日（火）午後2時04分から3時42分まで
開催場所	横浜市役所9階 共用会議室09-N12
出席者 （敬称略）	委 員：小泉雅子、高橋晶子、泉 路代、内田裕子、木伏慎治、田中喜芳、中谷忠宏
欠 席 者 （敬称略）	天笠米蔵、小池正幸、齋藤和雄
開催形態	一部公開（傍聴者：なし）
決定事項	本諮問について了承し、決定した。
議 事	<p>開 会</p> <p><b>（事務局）白井景観調整課長</b></p> <p>本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、これより第70回横浜市屋外広告物審議会を始めます。私は都市整備局景観調整課長の白井と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>最初に、2点確認させていただきます。まず、1点目が配付資料です。お手元に次第、名簿、席次表、右上に審議事項アから報告事項エと記載された資料があるか、ご確認ください。</p> <p>2点目です。本審議会におきまして議論、発言された内容は、後日、発言要旨と出席者名が記載された議事録をホームページで公開いたしますので、ご了承ください。加えて、議事録を作成する都合上、レコーダーで録音しますことを併せてご了承くださいませよう、お願い申し上げます。</p> <p>改めまして、委員の皆様、第34期横浜市屋外広告物審議会委員をお引き受けくださいますこと誠にありがとうございます。3名の委員について交代がございます。ご退任されたのは、岩村和夫会長と馬場勝己委員、山崎洋子委員です。新たにお引き受けいただいたお三方の委員の皆様につきましては、後ほど私から五十音順にお名前をご紹介しますので、一言ずつ挨拶を頂けたらと思います。なお、資料2枚目に名簿を添付しておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>新しい委員の方です。まずは天笠米蔵委員ですが、本日はご欠席となっております。天笠委員につきましては、前任の馬場委員の後任となりまして、横浜市町内会連合会からご推薦いただいた委員となっております。</p> <p>次に、内田裕子委員です。一言頂けたらと思います。お願いします。</p> <p><b>（内田委員）</b></p> <p>内田と申します。よろしくお願いたします。横浜にはテレビ神奈川の「神奈川ビジネスUp To Date」という経済番組をきっかけにご縁ができて、『横浜イノベーション!』という本も執筆して、いろいろと勉強させていただきました。今、オフィスが馬車道の駅から徒歩1分の関内大通りのところにあり、すごく近くに構えております。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p><b>（事務局）白井景観調整課長</b></p> <p>最後に高橋晶子委員です。一言お願いします。</p> <p><b>（高橋委員）</b></p> <p>こんにちは。高橋と申します。私は建築が専門でして、建築の設計事務所を馬車道の駅から徒歩5分ぐらいのところのところに構えながら、武蔵野美術大学という大学で教鞭を取っております。広告物は、つくり手というよりは、どちらかというユーザー目線で、街なかでいろいろ体験するといったことでしたので、審議会という俯瞰できる立場に行くにはなかなか時間がかかるかもしれませんが、どうぞよろしくご指導をお願いいたします。</p> <p><b>（事務局）白井景観調整課長</b></p>

皆様、ありがとうございました。

続きまして、事務局を代表しまして都市整備局地域まちづくり部長の榊原よりご挨拶申し上げます。

**(事務局) 榊原地域まちづくり部長**

地域まちづくり部長の榊原です。よろしくお願ひいたします。座った形で挨拶させていただきます。

この審議会は、昨年1月に開催してから1年ぶりになります。3名の方が交代して34期に入りましたが、1期2年ですからかなり歴史の長い審議会になっております。屋外広告物は、ふだんはあまり聞かない言葉だと思いますが、屋外広告物法においては、表示されて人に意図ある情報が伝わるものであって、屋外というのは屋内ではなく、公衆の目につくものが全て規制の対象として扱うことになり、かなり幅広いです。私もこの部署に来るまで、こんなものまで屋外広告物なの、と感じたものもありまして、時代の変化もあって、昨年度、令和3年度に屋外広告物条例を改正しております。そのときには安全面を強化しようということで維持管理責任者を定めるという改正をしたのと、広告物の設置はおおむね3年の許可期間がありますが、特に袖看板や屋上看板は落下すると人に被害を与えますので、更新する際にそういうものについてちゃんと点検して報告してもらうことを条例上義務づけたこともあります。あと、プロジェクションマッピングも、単に映すだけなら屋外広告物ではないと思っていましたが、規制の対象の投影広告物になるということで、もともと条例上は定義がなかったので定義を置かせていただきました。あと、横浜は観覧車が非常に大きな広告面になり得ると。ふだん、イルミネーションで表示しているときには図形が変化するかそのぐらいの状況ですが、各団体——公益的な団体が多いですけれども、記念日に何か表示したいということで文字を映す——例えば「Welcome to Yokohama」と文字で流すこともできて、そういうものがものすごく巨大な屋外広告物になったりします。

ですので、そういうものをどう扱っていくのかをいろいろ考えてきた中で、横浜はにぎわいにつながるもの、横浜市役所でいうとヨルノヨというものを実行委員会方式で昨年度も3回目をやらせていただきましたが、冬の風物詩になるように、ナイトエコノミーにつながるようにイルミネーションをやっています。単に街路樹とか建物をライトアップするだけなら屋外広告物になりませんが、それと併せてプロジェクションマッピングで何か情報が出ていき、屋外広告物としての規制の対象となるとイベントが非常にやりにくいという声も聞こえてきていました。イベント協議制度を条例の中に持ち込んで、近隣商業地域においては一定の制限がありますが、広告物の許可にならないで、横浜市と協議していただければ掲出することができるようにするという規制緩和的なことも行いながら、にぎわいにつながりつつも一定の景観や風致を維持していく形で運用できたらいいなと改正したのが昨年度です。

今年度でいいますと、7月に都心臨海部の夜間景観形成ガイドラインを策定しました。夜のライトアップは横浜の魅力になっていて、イベントのときも大事ですが、30年ほど前から始めている歴史的建造物のライトアップを際立たせていながら、時にはイベントなどで建物をきれいに映すときもあり、都庁などはよくニュースで出ていましたが、コロナだと青色で建物をライトアップすることも一定のルールを定めた中でやっていかないと、せつかくの景観をこの色で照らしているの、みたいなことにもなったりするので、その辺をうまく誘導できるように夜間景観形成ガイドラインを定めたり、いろいろな取組をしています。

そういうことを含めて、皆さんの意見も聞きながら進めてきております。あまり開催頻度は多くありませんが、各分野の皆さんの声を聞かせていただきながらよりよい運用ができたかなと思っていますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

榊原につきましては、ただいま市会中として、恐らく会の途中で中座させていただくことになろうかと思っております。ご了承ください。

それでは、審議に移りたいと思いますが、横浜市屋外広告物条例施行規則第30条第3項に基づき、会議の議長は審議会の会長が務めることとされております。会長の選出は審議事項アで行いますので、それまで会議の進行は私のほうで務めさせていただきます。ご了承ください。

まず、審議会の成立についてご報告いたします。本日は、天笠委員、小池委員、齋藤委員の3名に欠席の連絡を頂いております。現時点で7名にご出席いただいておりますので、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の半数以上の出席によって審議会は成立しております。

**審議事項**

**ア 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について**

**(事務局) 白井景観調整課長**

続いて次第の(2)審議事項ア「横浜市屋外広告物審議会の役員選出について」に移ります。右肩に

審議事項アと書かれた資料があります。任期が新たになりましたので、改めて会長と副会長を選出いたします。会長・副会長の選出は、横浜市屋外広告物条例施行規則第30条第2項に基づき委員の互選となっておりますが、自薦・他薦あるいはご意見などありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。田中委員。

**(田中委員)**

確かに施行規則では互選となっておりますが、初対面の委員さんもいますので、まずは事務局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

事務局としましては、会長には前期まで副会長を務めていただいた小泉委員、副会長には建築物の意匠設計がご専門である高橋委員にお願いしてはどうかと考えております。いかがでしょうか。

(異議なし)

**(事務局) 白井景観調整課長**

ありがとうございます。それでは、小泉委員に会長を、高橋委員に副会長を、それぞれお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

お手数ですが、会長・副会長はお席を移動していただいた上で、今後の進行につきましては小泉会長にお願いしたいと思います。

**(小泉会長)**

それでは、今期の会長を務めます小泉と申します。皆様のご協力を頂きながら円滑に審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

審議事項に入る前に、各案件の公開・非公開の是非について委員の皆様にお諮りします。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項に基づき、附属機関の長は会議の一部または全部の非公開を決定することができるとされています。これを踏まえ、本日の審議事項及び報告事項について、事務局より意見を申し上げます。審議事項ウは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号アに規定する、当該法人の利益を害するおそれのあるものに該当し、非開示情報になります。そのほかの審議事項及び報告事項については、特に非公開にすべき内容はございません。ご説明は以上です。

**(小泉会長)**

ただいまの事務局のご説明を受けまして、審議事項ウを非公開とし、それ以外については公開とすることにご意見はございませんか。

(異議なし)

**(小泉会長)**

特にご意見なくご了解いただけましたので、そのとおりに取り扱いたいと思います。

## イ 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出について

**(小泉会長)**

それでは、次第(2)イの「横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出について」の審議に移ります。まず、審議事項イについて、事務局よりご説明をお願いします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

それでは、事務局より審議事項イ「横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出について」ご説明いたします。右上に審議事項イと書かれた資料があります。こちらをご覧ください。

平成27年1月にデザイン審査部会を設置しておりますので、部会の委員及び部会長の選出をお願いしたいと思います。横浜市屋外広告物条例施行規則第33条第2項により、部会の委員は会長が指名し、第3項により、部会長は部会の委員の互選により決定することになっております。前期までは小泉会長と、前回まで審議会委員をお務めいただいていた岩村前会長及び山崎洋子前委員にお願いしておりました。ご説明は以上です。

**(小泉会長)**

ありがとうございました。デザイン審査部会の委員ということですが、皆様から何かご意見等あればお願いいたします。特にご意見はございませんでしょうか。それでは、事務局のほうで何か案などありますでしょうか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

事務局としましては、前期と同様に3名の委員にお願いしたいと考えております。景観やデザインがご専門である小泉会長、建築物の意匠設計がご専門である高橋副会長、人間行動学博士で横浜の歴史的建造物の絵画や本の挿絵なども手がけられている田中委員、こちらのお三方にお願いするのがよいのではないかと考えております。

**(小泉会長)**

今の事務局のご説明の案に皆様から何かご意見ありますでしょうか。

(異議なし)

**(小泉会長)**

ありがとうございます。それでは、高橋副会長、田中委員、私の3名を部会委員として指名することとしますので、よろしくお願いいいたします。

続いて、部会長を部会委員の互選により選出することになっていますが、いかがでしょうか。私としては高橋副会長にお願いできればと考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**(小泉会長)**

高橋副会長、お願いできますでしょうか。

**(高橋副会長)**

承知いたしました。いろいろ教えていただきながら務めたいと思います。よろしくお願いいいたします。

**(小泉会長)**

高橋委員にお引き受けいただいたということで、よろしくお願いいいたします。

本件については以上とさせていただきます。今日は傍聴人の方はいらっしゃいますか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

いらっしゃらないです。

#### ウ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について【非公開】

**(小泉会長)**

続きまして、次第(2)の審議事項ウ「横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について」の審議に移ります。それでは、審議事項ウについて、事務局より説明をお願いいいたします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

右肩に審議事項ウと書かれた資料をご覧ください。ご説明いたします。まず、1番の概要です。名称は、照明塔への屋外広告物の設置。表示内容は、横浜DeNAベイスターズの選手写真及びロゴです。この下の資料のところに、カラー刷りのホチキス留め資料があります。こちらの2ページから3ページをご覧ください。このようなものを掲出するイメージです。設置場所は、横浜公園内横浜スタジアムの照明塔で、こちらは資料の4ページにご説明がございます。設置期間は、令和5年プロ野球シーズン中で、3月から11月がおおむねめどとなっております。特例許可を必要とする理由ですが、照明塔は横浜市屋外広告物条例第7条で禁止物件に該当することになっております。

2番の事務局としての考え方です。まず、事務局意見ですが、横浜市屋外広告物条例第19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えております。理由です。ア、公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由として、横浜スタジアム及び横浜DeNAベイスターズは、横浜市スポーツ推進計画にあるように、プロスポーツと地域との連携・協働の取組の中で、横浜の象徴としての横浜DeNAベイスターズを根づかせることで地域活性化を図っていることから、本広告物の設置には公益上の理由があると認められると考えております。イ、景観を阻害しないと認められる理由についても、別添のカラー刷りの資料の写真を適宜ご覧いただけたらと思います。次の理由から景観を阻害していないと認められます。(ア)デザインについて、選手の姿をベースとし、色合いもスタジアムの壁面との調和に配慮されています。広告物は球団カラーの青を基調としており、スタジアムの壁面との調和に配慮されているとともに、選手ビジュアルをメインとするシンプルなデザインとなっているため、景観を阻害しないものと考えます。(イ)周辺の道路上から見える景観の視点では、照明塔の下部に設置され、スタジアムの外壁とほぼ同じ高さになっています。こちらは資料の6ページ、8ページあたりで確認できるかと思えます。5号柱は周辺の道路上から見ると緑で覆われており、日本大通りからの景観を阻害していないと考えます。6号柱は、周辺の道路上から見ると広告物の上端がスタジアムの外壁の上端を超えていますが、超える部分はわずかであり、一部が緑で覆

われていることを踏まえ、景観を阻害していないものと考えます。

資料2裏面は、参考としてこれまでの経過で、こちらの審議会でご審議いただいた実績が記載されています。ご説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**(小泉会長)**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について、発言やご質問などありましたらお願いいたします。田中委員、お願いします。

**(田中委員)**

最初にDeNAベイスターズさんに申し上げますが、私は審議会の委員である前に熱烈的なベイスターズファンです。去年もこの審議会、まずは勝ってくださいとお願いしました。去年は非常に満足する成績でしたので最初に御礼を申し上げたいと思います。

そこで、1つ感想というか、質問というか、頂いた資料の「横浜頂戦」は「ちょうせん」と読むのでしょうか。これは、ある程度イメージとしては固まっているということでしょうか。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

私はベイスターズの飯島と申します。よろしくお願いいたします。ビジュアルとしては、まだこれは仮の案で、「横浜頂戦」というのは来シーズンのスローガンです。選手が出てその下にスローガンが入るのはおおむねこのとおりになると思いますが、掲出される選手に関しては違うものになる予定です。

**(田中委員)**

分かりました。この「横浜頂戦」というシーズンスローガンは、ご存じだと思いますが、今年度、2022年度の明治大学野球部のスローガンと一緒にですね。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

「頂戦」という部分だけ、そうですね。

**(田中委員)**

字も全く一緒に、まさに造語であり当て字ですね。ですから、それに「横浜」をつけただけであまりオリジナル性が感じられないというのを、ベイスターズの一ファンの感想として申し上げます。今の回答は、基本的にはこのイメージが基になるということですね。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

ありがとうございます。そうです。

**(田中委員)**

というのは何かと申しますと、事務局の考え方として、イの(ア)デザインとして選手の姿をベースとし、色合いもスタジアムの壁面との調和に配慮されていますという基本があるから認められるということですので、これがあまり変わるようだとそのお考えに外れてしまうという危惧から質問させていただきました。基本的にはこれとほとんど変わらないということでもいいですか。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

はい。大きな印象は変わらないと思っていただいて大丈夫です。

**(田中委員)**

分かりました。了解しました。

**(小泉会長)**

ほかにご質問やご意見などありましたらお願いいたします。

**(高橋副会長)**

質問になります。今回から初めてこの審議会に参加させていただくので、例年、共有されていらっしゃるかもしれませんが、こちらの取付方法は、どのような取付りというか取付になっていて、どのぐらい安全性に対して配慮されているかを伺いたいです。風で飛んでいってしまうと困るので。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

当初からそのお話は頂いておまして、今年で11年目かになります。安全面は我々も最大限ケアしている部分ですので、過去にこれに関して何か問題が起きたことはないです。ですので、ご指摘はもっともだと思っていますし、我々もそこは一番気を遣っているところですので、今のところということにはなりますが、それに対する懸念は恐らくないと思っております。ほぼゼロかなと思っております。

**(高橋副会長)**

例年、メッシュターポリンの生地を四角いフレームで張って。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

ひもで結んでいくような形です。

**(高橋副会長)**

この写真で何本か支柱にぐるぐる巻いている何かが見えますが。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

そうです。巻いていくようなイメージです。

**(高橋副会長)**

これがそうですか。これだけの本数で巻いているということですか。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

はい。素材自体がメッシュになっていて、風を通すものになっております。今これはダミーで、僕が合成して提出させていただいているものですが、実際は結構穴が開いています。

**(高橋副会長)**

よく建物の改修とかで足場を組んで養生シートを建物に巻いたりしますが、あのような穴開きの状態なのですか。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

もっと穴が開いていて、近くで見ると後ろが透けるぐらいのものです。

**(高橋副会長)**

そうなんです。分かりました。ありがとうございます。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

実際のものがないですね。これはシミュレーションなのでこういう形になっております。

**(小泉会長)**

ほかにご意見やご質問はいかがでしょうか。内田委員、お願いします。

**(内田委員)**

私も初めて委員になるので、よく分からないので教えていただきたいのですが、過去に同じような広告物で審議が10回ぐらい行われているということだと思います。毎回きつと同じ審議をやっていると思いますが、それはどういう意味があるのか。景観も損ねていないし、安全に設置されているし、スポーツ振興の意義にのっとっているということで、いいよねということになっているのに、毎回撤去し、また審議し、というのを繰り返すのは何となく形式的だなと思いますが、その点はどう理解しておけばいいでしょうか。

**(小泉会長)**

それは事務局のほうからお願いします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

まず、事務手続上のお話で申し上げますと、許可については一応期限が決められていまして、最長3年になっています。今回の件は1年ごとにお諮りいただいておりますが、それについては、図柄が変わったり、もしかしたら掲出するものややり方が変わるかもしれないということで、DeNAさんからの、3年最長ということではなくて1年ごとにお諮りしたいというご意向に沿って、毎年お諮りしています。

それから、1年ごとに良し悪しをこちらでご審議いただいておりますが、特例許可なので、そもそも照明柱に広告物を掲出すること自体が条例上バツになっています。毎年掲出するデザインも結果的にマイナーチェンジみたいな感じにはなっていますが、そこを含めて禁止物件に掲出するものとして適切かどうかを皆様にお諮りさせていただいているということです。

**(内田委員)**

基本的に私は賛成というか、おやりになることはいいと思うのですが、その理屈であれば、今回はこういう図柄ですというものがなくて本当の意味では審議し切れないですね。今回はこういう図柄なので、損ねないので大丈夫ですねと審議するなら分かりますが、まだデザインのアイデアが具体的にない中で審議して大体同じようなものになるでしょうということであれば、何となく審議することが形骸化というか意味がないのかなということです。

**(事務局) 白井景観調整課長**

先ほど決まり切っていないというご説明もあったようですが、基本的にはこれでやっていきたいという理解でいいですね。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

はい。それに関してはそのとおりです。おおむねです。おおむねこんな感じですが、今使っている写真は去年のものなので、今年また撮影し直して開幕に向けてつくっていくということで、今まさにつくっているところです。資料をお出しさせていただいたタイミングでは実際のはまだ世の中になく状態ですが、こういう場がありますので、現状はイメージだけお伝えさせていただいている形です。

**(事務局) 白井景観調整課長**

申し訳ありませんが、最終案につきましては事務局で確認させていただきまして、皆さんからご意見を頂いたこの絵柄と趣旨までを著しく損なうものではないことについて確認させていただきたいと思っております。

**(内田委員)**

分かりました。

**(泉委員)**

今の点に関して、確かに絵柄についてはここで確定していない部分もありますが、照明塔という禁止物件に掲示する広告として、どの場所にどの大きさでどの素材で掲げるかは非常に大事な点でして、その点はここで今年も決まった形で提示していただいているので、そこはこの場で審議が確実にできるのではないかと思ってお聞きしておりました。最終的に写真の部分は確かにおっしゃるとおり同じような範囲でつくり出すということで未確定部分になるのかなと思いましたが、広告の禁止物件に該当している趣旨からすると、この照明塔の機能を阻害しないかとか、公衆から見てどの位置につけるかは大事な点かなと思っております。

毎年出ていますが私からも確認で、「やむを得ないと特に認める」というところで一つ、公衆の安全が図られていることが必要であると思っております。昨年度も1年間同じような形で掲示して、特に外れてしまうとかそういった事故はなかったとお伺いしてよろしいでしょうか。

**(株式会社横浜DeNAベイスターズ)**

はい。その認識で、もちろんです。

**(小泉会長)**

ほかにご質問やご意見はいかがでしょうか。審議とは違うことですが、この審議事項ウの裏面にこれまでの経過として、もう10何年か照明塔への設置がされてきたことが書かれていますが、3年ぐらい前の「設置せず」とあるのはコロナのためですか。

**(株式会社横浜スタジアム)**

横浜スタジアムの三枝と申します。ちょうどオリンピックがありまして、照明塔をオリンピック用にする必要がありましたので、いわゆる横浜DeNAベイスターズのビジュアルのものはこのタイミングではお出ししなかったもので設置せずとなっています。

**(小泉会長)**

この年、固有のイベントが別にあったからということですね。分かりました。そのとき、私はきっと委員の一員だったと思いますが、すみません、ちょっと記憶が飛んでいまして、なぜ設置しなかったかを教えていただきたくて質問しました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ほかにご質問がないようでしたら、この件については了承することでご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

**(小泉会長)**

それでは、本件につきましては以上といたします。

以上で諮問事項は終了となります。ただいま行われました決定に基づいて市長に答申する必要がありますが、案文の調整は会長に一任願いたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

**(小泉会長)**

ありがとうございます。

(説明者及び榊原部長退席)

## 報告事項

### ア 業務実績について（令和3年度及び令和4年度（4～12月））

**(小泉会長)**

続きまして、次第の（3）報告事項ア、業務実績について、事務局よりご説明をお願いいたします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

報告事項アと書かれた資料をご覧ください。業務実績についてご報告させていただきます。こちらの審議会でご審議いただく案件としましては、先ほどもありましたように専ら特例許可で、いわばイレギュラー案件になっておりますが、日々当課で行っている通常業務の実績についてご報告させていただきたいと思っております。近年はこの手のご報告は差し上げていなかったと聞いておりますが、今回から年度の節目などにご報告させていただこうと考えております。

まず、資料上段の表をご覧ください。1番は、屋外広告物の許可申請及び届出件数です。特例によらず通常の許可申請や届出として対応している案件であり、こちらが当課の主要な業務になっております。令和3年度と4年度を並べて比較できるようにしておりますが、4年度はまだ終了していませんので、4月から12月までの件数を記載しております。また、同じ期間の前年度と比較できるように、3年度の箱の中に同じく4月から12月までの件数を記載しております。区分の欄をご覧ください。一番上に設置許可申請とありますが、これは屋外広告物、いわゆる看板を新たに設置することに伴う許可申請です。その下に、追加・変更・継続許可申請とありますが、これは既に許可を得て設置されている看板に追加や変更を加える場合や、最長3年間になりますけれども、許可の期間を超えて引き続き看板を掲出し続けたい場合に、継続案件として許可申請をしていただく手続になります。1段目と2段目の申請が数としても内容としても当課の主な業務になっており、こちら2つを合わせると、多少の前後はありますが、2000数百件というオーダーで推移しております。3行目以下は表の記載のとおりです。

続いて、その下の表2番は、屋外広告業の登録申請及び届出件数です。屋外広告業を営もうとする方は、横浜市のみで営業する場合は市への登録が必要になってきます。横浜市以外の神奈川県内で営業する場合は、神奈川県に登録した上で横浜市へ届出がそれぞれ必要になります。それぞれの実績は表のとおりですが、市内だけで業務を行う市登録よりは、県内で業務を行うことができる県登録のほうが数としては多くなっております。

その下の表は、路上違反広告物の除却実績です。※2として表の下にも記載しておりますが、路上違反広告物というものがございす。電柱に貼られたチラシや歩道上に置かれたカラーコーンを用いた広告など、写真がございすが、こんなものが条例違反の屋外広告物になっております。こうした路上違反広告物を市が業者に委託して撤去しております。種類別には立看板、下の右のカラーコーンに不動産案内を貼り付けたようなものも立看板に含まれますが、こちらが多い傾向があります。

ご説明は以上です。

**(小泉会長)**

説明を頂きましたので、これより質疑に入ります。業務実績について、ご質問やご発言がありましたらお願いいたします。

**(泉委員)**

路上違反広告物の除却につきまして、どのような根拠に基づいてなされているのでしょうか。また、実態として、強制的なことまでしないとなかなか撤去してもらえないのか、素直に撤去していただけるようになっているのか、そのあたりを教えていただければと思います。どのぐらい苦勞されているのかと思ひまして。

**(事務局)**

事務局からお答えさせていただきます。撤去の根拠は、屋外広告物法第7条第4項で、屋外広告物条例に違反した広告物又は掲出物件——はり紙、はり札などが除却できると決められていることから、我々のほうで実施しているものになります。

**(泉委員)**

現実として素直に応じていただいているのでしょうか。

**(事務局)**

実際にはチラシといったものは即時撤去が可能ですので、当課が委託している業者が巡回して撤去しています。それ以外の、カラーコーンに貼り付けたようなものとすぐに撤去することができませんので、我々のほうで何日までに撤去をお願いしますというような通告文を貼り付けさせていただいて、お電話番号とかが書かれている場合はそちらにご連絡して制度をお知らせし、撤去をお願いしていますが、撤去していただいた事例もありますし、期間内になかなか撤去していただけなかったということで、こちらで期限を過ぎたところで回収している事例もあります。

**(泉委員)**

ありがとうございました。

**(小泉会長)**

すぐはがせるものは市が委託している業者さんに撤去していただいて、コーンのタイプみたいなものは一度連絡して応じなかったらこちらで撤去するということですね。ありがとうございました。まだ年度の途中なので数字を見て云々は言いにくいかもしれませんが、はり紙やはり札は減っていて、立看板が増えているような感じに数字上では見取れます。こういう変動は年々あるものですか。

**(事務局)**

事務局から申し上げます。はり紙、はり札については、1か所に1枚貼るということではなくて、同



じような地域に何枚も貼ることがありますので、何人貼ったかということで言えばあまり差はないかもしれませんが、1人の方が例えば20枚貼ったりすれば数字が大きく異なりますので、そういった波はあるかなと感じているところです。立看板については、不動産の広告が圧倒的多数になりますので、恐らくは不動産の売買がどのくらい行われているかといったところに起因すると思っています。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。ほかには何かございますでしょうか。それでは、質問もないようですので、本件につきましては以上とさせていただきます。

## イ 横浜サインの取組みについて

**(小泉会長)**

続きまして、次第(3)報告事項イの横浜サインの取組について、事務局より説明をお願いいたします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

横浜サインの取組ですが、昨年度の審議会では横浜サイン賞の選考をご審議いただきました。昨年度の実施結果と今年度の取組について、併せてご報告させていただきたいと思います。

資料をご覧ください。まず、おさらい的なお話になりますが、「はじめに」というところです。本市では、機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」と名づけ、平成25年度から普及啓発に取り組んでおります。令和3年度は、取組の一環として、魅力的な横浜市内のサインを表彰する「第2回横浜サイン賞」を開催し、「横浜サイン展2021」における来場者投票や屋外広告物審議会における審査において選定された12作品について、「第5回横浜サイン・フォーラム」にて表彰式を行いました。令和4年度は、表彰作品のパネル展示を含む「横浜サイン展2023」を開催します。

2、令和3年度実施結果です。まずは「第2回横浜サイン賞」ですが、募集期間は令和3年6月10日から7月31日、応募作品の数は148、表彰作品は12ございました。「横浜サイン展2021」は2日間、令和3年12月18日と19日に開催しております。場所は横浜新都市ビル新都市プラザ、内容は横浜サイン賞応募作品の展示と来場者による投票でした。「第5回横浜サイン・フォーラム」これは去年のサイン・フォーラムで、令和4年2月27日(曜日)13時から15時半、横浜市役所で、内容は基調講演とパネルディスカッション、そして「第2回横浜サイン賞」の表彰式がありました。

おめくりください。次は令和4年度、今年度の取組です。「第2回横浜サイン賞」受賞作品に加え、横浜らしい景観をつくり出すコンテンツの一つとして、市内の魅力的なネオンサインを紹介する写真パネル展を開催いたします。概要ですが、日時は令和5年2月24日、25日、26日の3日間、場所は象の鼻テラスで、山下公園の近くになります。内容は、ネオンサインと「第2回横浜サイン賞」表彰作品のパネル展を中心に、ネオンサインについては一部、実物の展示も予定しております。こういった内容でサイン展を2月下旬に開催する予定です。ご説明は以上です。

**(小泉会長)**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。横浜サインの取組について、発言がありましたらお願いいたします。

**(高橋副会長)**

質問させていただきます。2つありまして、まず、表彰の対象者はどういう方なのでしょう。というのは、設置者とかデザイナーさんとか何人か立場の違う方が関係していらっしゃる応募者になるのかなと思ってまして、どこまでが表彰対象か知らないのをお聞きます。

もう一点は、表彰されるというのは具体的に何かご褒美があるのか。すみません、いい言い方がないのですが、このパネル展がそれに当たるということなのでしょう。表彰されてよかったというのは、どういう形で広報されたりお店等のPRにつながるのかを伺います。

**(事務局) 白井景観調整課長**

まず、表彰の対象は、デザイナーや掲出した人というより、看板そのものが対象ということになります。ただ、そうは言ってもどなたかに表彰差し上げなければいけないので、それは掲出されているオーナーさんというのでしょうか、お店の方というかその方に対して表彰させていただいております。

受賞のメリットということでは、1つは、資料の下に写真がありますとおり表彰式で直接表彰させていただくことと、そのときに盾みたいなお品をお渡ししているの、皆さんそういったものをお店に飾っていただいたりしているようです。表彰作品をパネル展、サイン展ということで展示差し上げたり、インターネット上でも表彰作品ということでご紹介差し上げたりしておりますので、お店の方によって

はそういったものをご利用されて、いろいろPRしていただいているところもあるようです。

鑑の資料の後ろのほうに受賞作品についてということで参考資料をつけさせていただいていますが、受賞された方の思いやコメントもいろいろ書かれていまして、受賞された方がどんな気持ちでデザインしたのかとか、受賞されてどんな効果があったのかとか、そんなこともコメントの中から読み取れるものもあります。受賞直後ということではなくて、その後少し時間も経っておりますので、今回のサイン展でまた改めて受賞作品を展示させていただくわけですが、そういったコメントも含めて各お店のPRにつながったり、今回、再度展示するにあたって改めて、その後の様子も含めてコメントを頂いたりもしていますので、そのようなことをご紹介をしていく予定になっております。

**(高橋副会長)**

ありがとうございました。これは意見ですが、表彰対象が看板そのものということで丸められている感じがします。美術大学にいるからか、デザイナーですね、具体的にその看板を形にした人がいる場合は、オーナーさんと共同した作り手の一人という形でお名前を出してあげたほうが、特に若い方についてはキャリアになるのでいいかなと感じています。もちろん、そういうのはなくて、昔からこういう看板があってよかったねというのも、ここを拝見するとあるなと思います。一方で、新しくどんどん生まれてくるサインは、オーナーさんだけでつくっている場合もあるし、実はこういう人が関わっていて、この人だったらまた別の人にも紹介できるねというようなつながりもできるかもしれませんので、ご検討いただければと思います。

**(事務局) 白井景観調整課長**

分かりました。貴重なご意見ありがとうございます。

**(小泉会長)**

ほかにご意見やご質問はいかがでしょうか。田中委員。

**(田中委員)**

事務局にお尋ねしたいのですが、今年はサイン賞の募集は考えているのでしょうか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

実はサイン賞については前回は第2回ということだったのですが、これまで不定期というのでしょうか、毎年やっているわけでもなく、何年に一遍やると決まっているわけでもなく、そういうことで1回目、2回目を開催しました。また、今後については、どういう頻度でやるのか、どういう中身で実施するのか、サイン賞自体の魅力を維持向上させていくための内容や頻度、やり方について改めて考える必要があると思っています。ということで、委員ご指摘の点も含めて今後検討させていただきたいと考えております。

**(中谷委員)**

今日お休みされていますが、神奈川県広告美術協会もこういう看板については大変熱心に取り組んでいらっしゃるって、定期的にやってあげるといいのかなと思いますので、ひとつそういう方向でご検討をお願いしたいと思います。

**(事務局) 白井景観調整課長**

実はサイン展については神広美さんのご協力もかなり仰いでいるところで、連携してできるだけいいイベントといういい取組ができるようにしてまいりたいと考えております。

**(中谷委員)**

お願いします。

**(木伏委員)**

うちも横浜市の商店街連合会ですので、サイン賞に関しては自薦他薦問わずということで皆さんにお知らせして、推薦してくれという形で結構宣伝はさせていただいております。これが続けば商店街の活性化にもなるかと思っておりますので、ぜひ続けていただければと思っています。

**(小泉会長)**

サイン展自体は毎年されていますよね。

**(事務局) 白井景観調整課長**

サイン展はそうですね。

**(小泉会長)**

展示をご覧になると、次は自分たちも応募したいと思ってくださる方もいると思われしますので、次回の手配が示せるといいですね。

**(事務局) 白井景観調整課長**

はい。

(小泉会長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、質問もほかにはないので、本件につきましては以上といたします。

#### ウ 屋外広告物の安全啓発の取組みについて

(小泉会長)

続きまして、次第(3)報告事項ウ、屋外広告物の安全啓発の取組みについて、事務局よりお願いいたします。

(事務局) 白井景観調整課長

屋外広告物法と条例の目的は、大きく2点あります。1つは、良好な景観・風致の維持形成、もう一つは、公衆への危害防止です。この危害防止の具体的な取組の一つとして、安全啓発の取組をご紹介します。

それでは、資料をご覧ください。取組の目的ですが、最近、大型台風等が頻繁に発生するようになっておまして、突風などで看板が飛ばされたり、老朽化した看板が落下したりするなどの事故が後を絶ちません。屋外広告物条例に基づいて許可を受けて掲出される看板は、最大3年間である許可期間を更新する許可を受ける際に安全点検が義務づけられています。商店街の多くは店舗の規模が小さく、掲出する看板が許可を必要としないケースが多数を占めております。そうしたことから、看板の安全点検がおろそかになる傾向があります。そこで、平成30年度より、商店街における看板の安全性を高め市民の安全を図ることを目的として、商店街・一般社団法人神奈川県広告美術協会・横浜市と一緒に商店街を歩き、実際に看板を見ながら日頃の点検ポイントなどを解説する「安全点検まち歩き」を実施しております。

令和4年度の実施状況です。7月に募集をかけておまして、対象としましては、市内の商店街316団体宛てに募集チラシを送付しております。そうしたところ、期間内に5つの商店街から応募がありました。そちらを踏まえて12月から1月の間に市と神広美が対象商店街を事前に点検し、当日は神広美から落下等事故の事例や安全点検のポイントについて商店街の会員様にご説明いただいた上で、実際に街を歩いて危険な箇所を確認して実施いたしました。今年度の実施結果につきましては、下の表の5つの商店街についてまち歩きを実施しました。今、実施の結果の報告書を作成しているところでして、報告書が出来次第、各商店街にフィードバックしまして、また安全の確保にお役立ていただくという取組です。一番下がその様子の写真です。ご報告は以上です。

(小泉会長)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。屋外広告物の安全啓発の取組について、発言がありましたらお願いいたします。では、私から質問します。今回5つの商店街で実施されたということですが、申込みの数は毎年大分推移して増えてきているものなののでしょうか。問題意識とか、そういうものは高まっている感じでしょうか。

(事務局) 白井景観調整課長

正直、年々増えてきているという状況ではありませんで、大体毎年3から5ぐらいのところまで推移しています。我々としてしましては、そこのところも少し問題意識を持っておまして、もっとたくさん手が挙がって順番待ちをしていただく、そういう姿が望ましいとは思っていますが、なかなかそういう状況に至っていないということで、どのようにしたら皆さんに危機意識を持っていただけるのか、関心を持っていただけるのか、そこのところはもう少し研究が必要かなと考えております。

(木伏委員)

市商連とか区商連の会合がありまして、この取組については当然、お知らせを各区にも出してはいるのですが、その商店街、商店街での事情もありまして、手を挙げるのは強制ではないものですから、やってみようかなというところが手を挙げているだけの形になってくるので、もう少し取り組み方で変化球をやらないとなかなか増えないのかなと思います。これも例の北海道の落下事件とかいろいろあってこういったことが言われていますが、高所からの落下で人身に関わるというのがまだピンとこないところがあるのかなということもあります。

あと、看板だけではなくて街路樹とか、商店街には何々商店街というポールが立っていたりしますが、老朽化によって鉄柱の倒壊なども考えられまして、そういった維持管理も結局お金がかかることなのでなかなか大変です。私は都筑区ですが、都筑区でも商店街がどんどんなくなってきています。そのときに、撤去費用についての問題がどうしてもついて回ることになってくるので、補助金はありますが、大体それは私有地に立っているのです。その所有権なりがどういったところにあるのか、そこを売

却してしまったとかいろいろな権利関係が絡んできてしまうこともありますので、ちょっと難しい問題かなというところがあります。

**(小泉会長)**

ご発言に対して何かありましたらお願いします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

委員のおっしゃるとおり、我々が直接出向いていって一緒にまち歩きをしましょうと言うのは少しハードルが高い部分もあるかと思っております。変化球とおっしゃいましたが、何かほかの方法、例えば安全点検のポイントの動画をつくってご覧いただくとか、少し気軽にハードルを下げて、興味があったらすぐに勉強できるような方法があってもいいかもとか、そんな話も中ではしております。そういうものを作ったときに皆さんに見ていただけるのだろうかとか、そんな議論も併せてしております。いずれにしても、看板の安全の管理、とりわけ比較的規模が小さいもので、それがたくさん集まっている商店街ということになりますと、そういったところに我々もアプローチしていく意味は十分あると考えておりますので、引き続き何か効果的な、有効な方法がないかということは検討していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

**(小泉会長)**

ほかにはいかがでしょうか。

**(田中委員)**

増やすには、広告主に何かメリットがあれば増えると思います。今、補助というお話がありました。内容がいま一つ分かりませんが、例えばそういった補助のあることがもっとPRされて、報告で危険だと言われて、ただそれだけで終わってしまったら、お金のかかることゆえにやりたくてもなかなかできない事情があると思います。具体的に補助というのは横浜市から出るものですか。

**(木伏委員)**

横浜市の経済局さんで、それはポール柱だけですね、看板ということではないと思います。看板ではそういった補助はないですね。

**(田中委員)**

その辺だと思うんですね。

**(木伏委員)**

そうですね。結局、費用はその所有者が責任を持ってやらなくてはいけないとなると思います。そういったときに、お金のかかることなんだとなってしまうと、なかなか手を挙げてというのは難しくなるかなと思いますので、今おっしゃられたように何かしらの、こういった補助があるからどうですかというようなもので啓発しないと難しいのかなという気もいたします。

**(小泉会長)**

事務局からはいかがですか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

実はそういった声が聞こえていなくはないのですが、なかなかこういう昨今の厳しい財政状況もありまして、そこは切実なご意見ということで受け止めさせていただき、今後そういったことも含めて検討できたらと思います。ありがとうございます。

**(泉委員)**

素人的な考えですが、安全点検まち歩きをした地域は、それをやりましたという何か表示などが商店街に貼られたりするのでしょうか。取り組んでいますというアピールになるのかならないのか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

少なくとも横浜市からそういう発信はしていませんで、商店街さんのほうで安全のためにこういうことをやりましたと皆さんにアピールしているのかどうか、すみません、ちょっとそこまで把握できておりません。

**(木伏委員)**

商店街といっても、その商店街に加盟している加盟していないがありますので、全部が全部、個店が加盟しているかということ、加盟していないのです。そういったところが外れてしまうということもありますので、確かに受水槽を掃除したらそこによく安全のステッカーとかありますよね、そういうことができればいいのかもしれませんが、それはなかなか難しいのではないかという気がします。

**(泉委員)**

一枚岩ではないということなのですね。ありがとうございます。

**(小泉会長)**

ほかにはいかがでしょうか。それでは、ほかにも質問もないようですので、本件につきましては以上といたします。

## エ イベント広告物協議制度について

**(小泉会長)**

続きまして、次第(3)の報告事項エ、イベント広告物協議制度について、事務局よりご説明をお願いいたします。

**(事務局) 白井景観調整課長**

榊原のご挨拶の中でも少し触れさせていただいたことですが、イベント広告物の協議制度ということでご報告させていただきたいと思っております。資料の前に、少し背景等をお話しさせていただきます。横浜市屋外広告物条例の改正につきましては昨年度のこちらの審議会でご審議いただきましたが、このイベント広告物協議制度については、その改正内容の一つとして今年度から運用を開始した制度です。制度の趣旨としましては、活力ある街並みの形成等に特に寄与する行事に掲出する屋外広告物について、基準に基づく協議が成立した場合には広告物の大きさの基準などを緩和することと、あとは許可があったとみなすものでして、規制の色合いが強い屋外広告物条例にあってかなり毛色の違う、良好な景観を担保しつつにぎわい形成を誘導していこうという制度です。従来であれば、特例許可としてこちらの審議会でご審議いただくべき事案について、こちらの協議の対象として対応したものもあります。この4月からスタートした制度ですが、運用状況についてご報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料をご覧ください。策定経緯です。少しお話が重複するかもしれませんが、改めて読み上げさせていただきます。近年、プロジェクションマッピングなどの新しい屋外広告物が、イベント時を中心に各都市で掲出されています。これらの屋外広告物は、フラッグ等の従来の屋外広告物とともに街のにぎわい形成に寄与するものになり得ることから、横浜市屋外広告物条例を改正し、イベント等で掲出される一定要件を満たす屋外広告物の規制を協議により緩和できる仕組みをつくり、令和4年度から運用を開始いたしました。概要です。広告物活用地区内において、活力ある街並みの形成等に特に寄与するイベント等が開催される際に、期間または時間が限られ掲出される屋外広告物については、市長と協議基準に基づく協議をし、その成立をもって許可があったとみなすものとします。また、屋外広告物の大きさに関する基準等を緩和するとともに、禁止地域への掲出を可能とします。

ということで、協議に基づいて実現した案件がその下の表にございます。1番のSEASIDE CINEMAですが、こちらはいわゆる野外映画の上映です。映画なので非常に大きな画面で、映像の表示面積が条例による基準を超えるものになりますが、制度の趣旨に沿った内容であり、協議基準を満たしているということで緩和したものです。野外映画の上映につきましては、過去には特例許可としてこちらでご審議いただいたこともあります。それから、下の表の3、4、5、7がみなとみらいの観覧車、いわゆるコスモクロックと呼んでいます。こちらのLEDを用いた図柄などの掲出になっています。こちらについても同様に協議基準を満たしているものとして、制度の対象としております。

それでは、この実績のうち、コスモクロックの案件と、それ以外の案件として3番の事案と9番の事案について動画でご覧いただこうと思っております。それぞれ1分ずつぐらいの内容になっております。画面をご覧ください。

(動画再生)

**(事務局) 白井景観調整課長**

これはコスモクロックの案件です。

(動画再生)

**(事務局) 白井景観調整課長**

こちらは赤レンガ倉庫のプロジェクションマッピングです。

ということで、制度として運用を開始してまだ間もないということがありまして、協議につきましては少し手探りのな部分もありますが、引き続き景観の保全とにぎわい形成のバランスに留意しながら事例を積み重ねてよりよい制度にしてまいりたいと考えております。ご説明は以上になります。

**(小泉会長)**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。イベント広告物協議制度について、発言がありましたらお願いします。

**(田中委員)**

手続について事務局にお尋ねしますが、まず端的に、こういった協議で駄目だといって却下した例は今までにありますか。イベントが企画され、申請というか案が行政に持ち込まれて、それはどうやって

も難しいといった例は過去にあるのでしょうか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

そういうものの中にはございます。

**(田中委員)**

そうですか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

趣旨にそぐわないとか公益性がないとかそういうもので却下といたしますか、ご相談いただいた結果この制度を使って実現することは難しいですとなったものの中にはあります。どういうものというのはなかなか申し上げられませんが、そういうものの中にはあります。

**(田中委員)**

そうすると、例えばグレーゾーンのもので、このように改善すればイベントを開催することができますと、事前相談に乗るような例もあるわけですか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

まさしくそのところが協議でして、私どものほうである程度の尺度といたしますか、そういうものを持って今、運用し始めているところですが、そういった尺度に合うのは何かということをかかなり事細かに調整させていただいて、実現したものがご覧の表のとおり、先ほどご覧いただいたような形になっているということです。

**(田中委員)**

これからデータを積み重ねて、よりよいものをつくっていただきたいというお願いです。

**(事務局) 白井景観調整課長**

ありがとうございます。我々としても少し厳し過ぎるのではないかと思うところがないわけではないですが、そこは事例を積み重ねていって、こういったものを掲出されたい方々のご意向の傾向を積み重ねながら、必要があれば我々の運用基準の見直しもしていかなければいけないと思っています。

**(田中委員)**

ありがとうございます。

**(小泉会長)**

ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

**(高橋副会長)**

こういったことを企画する側にもし立ったとしたら、どのぐらい事前協議に期間を要すると考えればよろしいですか。早ければ早いほうがいいのでしょうかけれども、企画側はきっと、特に新規で企画する場合等は、それなりに立ち上げに時間がかかったり見通せない部分があると。でも、こういった協議は早いほど有利ですよね。今までこのような運用実績の中で、ぎりぎり駆け込んできたとか、ゆったり望ましい期間があったとか、そういったことを教えていただければと思います。

**(事務局) 白井景観調整課長**

今、我々のほうでお願いしているのは、1か月前に正式な協議をしていただきたいということと、あと、正式な協議のそのまた1か月ぐらい前に事前の協議をお願いしています。ということで、実施から大体2か月ぐらい前に相談に来ていただきたいとお願いしてはいます。ただ、現実問題は、おっしゃるとおりイベントの準備の都合上、それだけたっぷりとした協議の時間が取れない場合も中には確かにありまして、そういうときは結構苦労して協議している実態もあります。

**(高橋副会長)**

ありがとうございます。

**(中谷委員)**

私もいろいろとこういうことをやっているほうの立場で、このイベント広告物協議の制度と、我々が今いる屋外広告物審議会の境界線みたいなものがあると思いますが、そこはどのように理解したらよろしいでしょうか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

イベント広告物協議の制度にのっとって対応できるものについてはそちらの協議制度にお任せいただいて、そこで対応できない、あるいは特例許可のほうにしか該当しないようなものについては特例許可で、こちらでお諮りするような仕分けになります。特にイベント広告物ということで、イベントの一定期間の間でというところが一つ、大きな分かれ道になってこようかと思えます。先ほどのペイスタースミたいなものは1年間とか何か月とかずっと掲出しっぱなしで、屋外広告物の協議の制度には乗ってこないことになりますので、特例許可となるわけです。

**(中谷委員)**

ありがとうございます。

**(小泉会長)**

ほかにいかがでしょうか。

**(内田委員)**

クリスマスシーズンにルイ・ヴィトンさんが東京をジャックするというので、デザイナーの草間さんがつくったカボチャのデザインの風船が空を飛んでいたり、ルイ・ヴィトンの具体的な広告ではなくアートの作品ですが、ルイ・ヴィトンがプレゼンして、町中の、例えば増上寺の境内の中に草間さんのカボチャのオブジェがあって、それがルイ・ヴィトンというブランドともになされていて、昼間は場所を変えて芝公園の空中に飛んでいたり、そういうものもあってすごく人が集まって話題になり、メディアが取り上げて観光で回ってということが去年あって大変話題になりました。今のところ、きっとああいうものは横浜市ではなかなかできない感じですよ。

**(事務局) 白井景観調整課長**

そうですね。東京都がそれをどういう位置づけで、屋外広告物法上の取扱いをどうしたのかとかいろいろ興味があったものですが、そこまで大規模な取組になると、考え方とか法令上の取扱いとか、かなりいろいろな整理が必要になってこようかと思います。

**(内田委員)**

何が言いたかったかという、先ほどの話のように、仕掛ける側はグリーンのところでいろいろな方法を考えてくると思うので、これからますます奇抜な、これは広告なんだろうか、アートなんだろうか、何だろうかみたいなものは増えてくるのではないかという印象はありました。

**(事務局) 白井景観調整課長**

一方で、まちづくりというかにぎわい形成という意味で言えばかなり効果があると思うので、そういったところと、景観や風致の維持とのバランスだと思います。そういう中で、そこまで極端なところまでいかないまでも、もうちょっとおとなしめのところで、きちんとバランスを取った中でにぎわいを誘導できたらいいというのが、このイベント広告物協議制度の趣旨とお考えいただけたらと。東京都のようにそこまでいってしまうと、これだけでは捕捉し切れない部分もあろうかと思います。

**(内田委員)**

でも、東京でそういうアートのイベントをモエ・ヘネシー・ルイ・ヴィトンがやっているんだみたいなことは、世界的に発信されるわけですよ。そういう意味では、にぎわいとか街のユニークさとか、そういうものを打ち出すには大変な力を持っているということが一方ではありますよね。

**(事務局) 白井景観調整課長**

おっしゃるとおりだと思います。

**(中谷委員)**

もう一つ、去年、おとしとやっていますが、ポケモンのイベントはこれに該当してくるのですか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

場合によっては、仮にポケモンだとすると、イベントの中でこれに該当してくるようなコンテンツが含まれてくる可能性はあると思います。

**(中谷委員)**

あれは外では見えなくて、バーチャルで見られる形になりますね。バーチャルもこれの対象になってきますよね。

**(事務局) 白井景観調整課長**

そういう意味で言いますと、バーチャルで見られるもの自体は恐らく屋外広告物法には該当してこないと思いますが、ポケモンで街をジャックするみたいな、その中の取組の一つ一つで、何をやるか分かりませんが、そうしたときにこのたぐいのものが該当してくる可能性はあると思います。例えば、年末年始のヨルノヨという大きな取組で、それ自体がということではなくて、その中でいろいろイベントといますか掲出物件があって一つ一つを見ていったときに屋外広告物に該当してくるものがあったり、それについてイベント協議の制度で対応できたり、そういうことも実際にありました。そのように、街を挙げての大規模イベントの中の一つ一つのコンテンツが屋外広告物に該当してきたり、それについてイベント広告物協議制度で対応できたり、そういうことは一般論としてあり得ることだと思います。

**(中谷委員)**

私は関内に住んでいて関内で仕事をしているので街に人が来るのはすごくうれしいことですが、逆に

住んでいると居住の邪魔というか迷惑もありまして、ポケモンのときはマンションの中に入ってきてしまったり、いろいろな問題がありました。ですから、バーチャルのものも取り締まれないのかなと考えたりします。両面あって、にぎわいはぜひとも欲しいところですが、住民の人には迷惑をかけてしまうようなこともあります。

**(事務局) 白井景観調整課長**

周辺住民の方への配慮というのは、協議制度の中でもチェックする、協議する項目の一つになっていまして、基準を緩めて周辺住民の方に迷惑をかけてしまったら本末転倒なところもありますので、そういったところも、配慮事項といいますか協議事項として我々が注意しなければいけないポイントと承知しております。

**(中谷委員)**

よろしく願いいたします。

**(内田委員)**

今、中谷委員が言ったように、ないのだけれども、スマホのカメラをかざすとそこに広告があるので。そのポイントに行ってかざすと、その景色の中に確かにそれがある。それを見に集まってくる。でも、物はないという、バーチャルの世界はそういうものですよ。ルイ・ヴィトンはそれもやっていました。

**(泉委員)**

今のは屋外広告物が何かという問題ですよ。法律の定義が、この法律において「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、建物その他の工作物に表示されたもの等ということで、まず、リアルに表示されるものはもちろん含まれますが、その表示の意味が、スマホをかざして見えるということで、でも、それはスマホの中なので表示にならないような気もしますが、VRですとか立体眼鏡みたいな、何かをかければ見えるようなことに技術がだんだん増えてきたときに表示になってくる可能性も出てくるのかな。単に感想ですが、あまり表示と変わらないような状態があったときに、法律はまた考えないといけない。定義を変えないと難しいところもあるかもしれません。

**(事務局) 白井景観調整課長**

技術の変化とか、技術の変化による世の中にも与える影響とか、恐らくそういうことで法律自体を変えるのか、そういったものも取り込んで法律を運用・解釈していくようになるのか、国もそういったところは恐らく注視していると思います。横浜市だけで先走ってというのなかなか勇気の要るところなので、世の中の動向なども注視しながら我々としては慎重に取り扱いたいと思います。と言うと、いかにも役所みたいなことになってしまいますが、そういったところが必要かなと考えています。

**(泉委員)**

技術との関連でどんどん変わっていく分野なのだなという感想を持ちまして、難しさを感じました。

**(中谷委員)**

そういうことで言うと、まちづくりをやっていると、かざしてARで特別なものが出て、それと一緒に写真を撮るとというような仕組みを作ると人がいっぱい来るのではないかと。そういう仕組みをつくりたいよね、にぎわいをつくりたいよねとって、人が来過ぎてしまうとそれも困るので、こういうこととの関連をやるときにはいろいろと相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**(田中委員)**

さっきの泉委員さんの広告についての法律的な解釈というか、その関連で気がついたことがあって1つお尋ねします。今、中谷委員さんもおっしゃったように見えない世界でもそれが該当するかどうかというグレーなゾーンがあることを考えると、よく表で、大きな車の側面に広告をつけて大きな音で音楽をかけたたりしてぐるぐる走り回っているものがありますよね。厳密に言うと、ある一定の時間、屋外で、まさに広告するわけですから、ああいうものの法律的な解釈はどのように考えたらいいのでしょうか。

**(泉委員)**

屋外広告物の対象は、建物その他の工作物ですよ。車について、私も事務局にお伺いしたいです。

**(事務局) 白井景観調整課長**

対象の物件にはなっています。

**(田中委員)**

あれは、走っているだけならまだしも、音量が大きいというさいです。



**(泉委員)**

音楽はどのような扱いなのでしょう。

**(事務局) 白井景観調整課長**

ただ、音は屋外広告物法の所掌外にはなりません。

**(内田委員)**

グレーゾーンなのですね。トラックで、広告で、ちょっとずつ動きながらというのは取り締まれないということですよ。

**(事務局) 白井景観調整課長**

ラッピングバスとか、最近、電車もラッピングがありますし、ああいうものは許可の対象になっていて、きちんと許可を取っていただいています。

**(泉委員)**

電車は走る場所が決まっています、路線も決まっていますので大体分かりますが、トラックは好きなところを走れます。では、トラックの場合は許可地域を決めて許可するのですか。

**(内田委員)**

あれは取っていきそうには感じられませんね。

**(泉委員)**

取らないで走っているものも、あるいはありそうですね。

**(内田委員)**

風俗的な。

**(泉委員)**

内容的なところもありますね。また、音は対象外のようなので、騒音防止みたいな、迷惑とかそのあたりの別の問題になるのでしょうか。

**(中谷委員)**

公序良俗の観点からも取り締まったほうがいいかなと。

**(小泉会長)**

お話が尽きない感じがしますね。すごく関心の深いところだと思います。屋外広告物なのかどうかという実態のほうが、私たちがこういう場で話し合っていることよりも少し先を行って問題を投げかけてきてくれる感じがしますので。特例許可という形で今までですと横浜市では特徴のある事例は必ずこの審議会に上がってきましたが、また違う形で協議が始まっています。今回、こういう運用実績という形でお知らせいただきましたが、何かそういういろいろな例が出てきましたらぜひ教えていただきたいと、私も伺っていて思いました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。では、本件につきましては以上といたします。

**その他**

**(小泉会長)**

事務局よりほかには何かありますか。

**(事務局) 白井景観調整課長**

特にございません。

**(小泉会長)**

委員の皆様からも特にほかにはありますか。大丈夫ですか。

ないようですので、これで予定されていた議事は全て終了させていただきます。皆さん、大変熱心なご議論ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

**閉 会**

**(事務局) 白井景観調整課長**

最後に何点か事務連絡させていただきます。冒頭でもお知らせしましたが、本日皆様にご議論いただいた内容を記録した議事録は事務局が作成しまして、委員の皆様にご確認いただいた後、会長に最終的なご確認をいただきます。なお、議事録の公開時期について、非公開とした審議事項が公表してよい段階になりましたら速やかに公開する予定です。

また、本審議会には1年に2回程度のペースで開催しておりまして、特に何もなければ次回は夏前頃に開催したいと考えております。開催が決まりましたら日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

	<p>それでは、本日はこれで全て終了となります。委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。</p>	
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員名簿</li> <li>(2) 席次表</li> <li>(3) 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について</li> <li>(4) 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出について</li> <li>(5) 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について</li> <li>(6) 業務実績について（令和3年度及び令和4年度（4～12月））</li> <li>(7) 横浜サインの取組みについて</li> <li>(8) 屋外広告物の安全啓発の取組みについて</li> <li>(9) イベント広告物協議制度について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【審議事項ア】</li> <li>【審議事項イ】</li> <li>【審議事項ウ】</li> <li>【報告事項ア】</li> <li>【報告事項イ】</li> <li>【報告事項ウ】</li> <li>【報告事項エ】</li> </ul>